

広島県における下りウナギ保護措置（素案）概要

1 措置を行う背景

ニホンウナギの資源量は長期的に減少傾向にあるとされており、平成 26 年 6 月には国際自然保護（IUCN）のレッドリストに絶滅危惧種 I B 類として掲載されました。

資源の減少要因としては、海洋環境の変動、シラスウナギや親ウナギの過剰な漁獲、河川や湖沼及び水田等の内水面における生息環境の悪化が指摘されています。これらの要因が実際にどのくらい悪影響を与えているかの評価は困難であり、因果関係は証明されていませんが、国内の各地で、「予防原則」（因果関係が証明されていなくても、取り返しのつかない状態に陥るおそれがあるときは、対策を講じるべきという資源管理の考え方）に従って、漁獲対策及び生息環境の改善対策への取組が始まっています。

広島県内水面漁場管理委員会において、広島県でできる効果的な取組を協議した結果、下りウナギが出現する時期には、県内のすべての河川等においてニホンウナギ成魚の採捕を禁止する旨の委員会指示を発することを検討しています。県内の内水面漁業協同組合がこの措置に賛同し、漁業法に基づく増殖義務の履行と併せて下りウナギの保護に取り組む方向で一致しています。

2 保護措置の内容

漁業法第 67 条に基づき、次のとおり、広島県内水面漁場管理委員会指示を発出する。

(1) 採捕禁止の対象生物

全長 30 センチメートルを超えるニホンウナギ

(2) 採捕を禁止する期間

10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(3) 採捕を禁止する区域

広島県内の河川等の内水面（公共用内水面及びこれと接続して一体をなす水面）

(4) 適用除外

広島県内水面漁業調整規則第 34 条第 1 項の規定による知事の許可を受けて採捕する場合、及び国の機関又は地方公共団体等が、調査又は試験研究を目的として採捕する場合。

3 その他

(1) 委員会指示の有効期間は 1 年間以内とし、資源の状況に応じて更新を行う。

(2) 全国的な規制の状況を勘案し、指示の取扱い若しくはその内容を検討する。

(3) 広島県の海面における下りウナギ保護の取組については、今後広島県海区漁業調整委員会を通じて同程度の措置を取るよう働きかけを行う。

(4) 指示に従わない者に対し、委員会の申請を受けて知事が当該指示に従うよう命じたにもかかわらず、その者が知事の命令に違反した場合は、1 年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処されることがある。